

中小企業における「パートタイム・有期雇用労働法」が

2021年4月1日から適用となります

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と、パートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、本年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

お問い合わせ

雇用環境・均等室 098-868-4380

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館3階

○受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始除く）

中小企業事業主の皆さま、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さま

中小企業における「パートタイム・有期雇用労働法」が

2021年4月1日から適用となります

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の

不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と、パートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、本年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

改正のポイント

非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）について、以下の①～③を統一的に整備します。

①「不合理な待遇差の禁止」、②「労働者に対する待遇に関する説明義務の強化」、③「行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備」

お問い合わせ

雇用環境・均等室

098-868-4380

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎1号館3階

○受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始除く）

パートタイム・有期雇用労働法に関する 特別相談窓口

— 令和3年3月31日まで開設 —

～ パートタイムや有期雇用で働く方々や企業からのご相談を受け付けます ～

同一企業内における**正社員（無期雇用フルタイム労働者）**と、**パートタイム労働者・有期雇用労働者**との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、本年4月から「**パートタイム・有期雇用労働法**」が施行されました。

* 中小企業における「パートタイム・有期雇用労働法」の適用は、2021年4月1日からです。

相談例

- ・ コロナウイルス感染症の影響から、会社から休業すると言われていたが、休業手当支給は正社員のみで、パートに支給されない（又は減額された）。
- ・ 基本給、賞与、手当、福利厚生、教育訓練等の待遇面で、正社員とパートタイム労働者、有期雇用労働者間で不合理な待遇差がある。
- ・ 労働条件の明示が無く、事業主に確認しても内容を説明してくれない。
- ・ 職場にパートタイム労働者からの相談に対応する窓口がない。
- ・ コロナウイルス感染症の影響による支援制度の御紹介 等

お問い合わせ

雇用環境・均等室

098-868-4380

那覇市おもろまち2-1-1

那覇第二地方合同庁舎1号館3階

○受付時間 8時30分～17時15分
(土日祝日、年末年始除く)

